

1 件名:『日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用変更許可申請等に係る行政相談』

2 日時:令和2年7月2日(木)11:05~12:25

3 場所:原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4 出席者

(1)原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調整官、来住管理官補佐、本多主任監視指導官、田村管理官補佐

(2)日本核燃料開発株式会社 保安管理部長 他:5名

5 要旨

(1)日本核燃料開発株式会社(以下、「NFD」という。)から、申請を予定している核燃料物質使用変更許可申請の手続きについて資料に基づき説明があった。

○福島第一原子力発電所で発生したプルトニウム未富化の使用済燃料由来の原子炉内損傷燃料を含む物質(以下、「1F燃料デブリ」という。)を受入れ、分析するために使用目的を追加する。1F燃料デブリの取扱量は、使用済燃料の既許可の年間予定使用量内数として設定する予定である。

○X線回折装置を更新するが、同装置は既許可の装置と同じ性能であり、使用する核燃料物質も変更は生じないため、変更内容に含めない。

○顕微鏡セルSEM-EDSの使用については、前回の使用変更許可申請において許可されたが、メーカーから対応困難との回答があったことから、導入することが不可能となったため、当該記載を削除することとした。

○撤去解体するLOCA試験装置は、核燃料物質を含む試料を使用していないため、汚染がほとんどないと考えられるが、解体で発生した物品はスミヤ法により汚染確認した後に、ダイレクトサーベイの実施の可否により選別し最終的に放射性廃棄物として処理する。

(2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○X線回折装置及びLOCA試験装置の解体撤去については、廃止措置に準じた解体撤去作業時の安全対策、解体撤去で発生する廃棄物量及びその行き先と行き先の廃棄物保管容量及び設備の使用履歴を添付資料に記載すること。

○更新するX線回折装置の仕様は、既存の X 線回折装置の解体撤去に係る添付資料に記載すること。

(3)NFDから、本日の原子力規制庁からの指摘を踏まえ、適切に対応する旨の発言

があった。

6 資料

- ・行政相談資料「NFD 核燃料物質使用変更許可申請概要」
- ・NFD における 1F 燃料デブリ取り扱い方法について

以上